（景品関係）

一、株式会社大和に対する件

昭和四十四年（排）十八号

排除命令

石川県金沢市片町二丁目二番五号

株式本社　大和

右代表者　代表取締役　宮　太郎

当委員本は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社大和は、同社新潟店において、昭和四十三年十二月六日から同月二十四日までを期間とし、「ラッキーカード付幸せのクリスマスセール全館歳暮大売出し」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）

第一項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法について、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社長岡店において、昭和四十三年十二月四日から同月十五日までを期間とし、「歳末ＤＸデラックス大バーゲン」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

四、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

五、同社は、第一項および第二項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一、株式会社大和は、肩書地に主たる事務所を置き、百貨店業および出版業を営む事業者である。

二、同社は、同社新潟店において、一般消費者を対象に、「ラッキーカード付幸せのクリスマスセール全館歳暮大売出し」と称して、昭和四十三年十二月六日から同月十五日（後に、同月二十四日まで延長した。）までの期間に、現金で千円買上げごとに、ラッキーカードと称する抽せん券一枚を与え、毎日抽せんにより、毎日賞東芝またはナショナル電気毛布あるいはナショナルテープレコ

ーダカセットPAN（いずれも一万円相当）を一名に提供する旨および前記抽せんとは別に同月十九日（後に、同月二十五日に変更した。）に抽せんを行ない、グランプリ賞ナショナル自動皿洗機（二万九千八百円）を一名、特賞一万円の商品券を十名、金賞家庭用品（千円相当）を百名、銀賞キッチン用品（二百円相当）を一千名、銅賞家庭用品（五十円相当）を一万名に対して、また、等外者には、ラッキーカード百枚で象印ポットのほか五十枚または三十枚でその他の景品類を提供する旨を表示したチラシを昭和四十三年十二月六日付新潟日報（朝刊）に約七万枚、同月十二日付新潟日報（夕刊）に約七万枚折り込んで配布し、また、この企画について、同月七日付新潟日報（夕刊）に広告を掲載し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、千円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記毎日賞の景品類に前記十二月十九日の抽せんによる景品類を併せて提供することは、この制限をこえるものである。

三、同社は、同社長岡店において、一般消費者を対象に、「歳末DXデラックス大バーゲン」と称して、昭和四十三年十二月四日から同月十五日までを期間に、毎日抽せんにより「大当り」リンナイハイスピードロースター（四千七百円）、羊毛綿交織組布団（五千円）、サンヨーウツドセブンセパレートステレオ（五千五百円）またはナショナル三百Wタイマー付ズボンプレッサー（七千円）のいずれか一点、「ラッキー賞」デラックス味の素詰合せ（千円）、高級コタツ掛（千八百円）、土鍋すきやきセット（三千円）または耐熱ガラス食器（四千百円）のいずれか一点が当り、そのうえ前記抽せんとは別スピードくじにより、毎日三名に三菱電機安全毛布（七千二百円相当）または松下電器ガスストーブ（七千二百円相当）が当るラッキーカードと称する抽せん券を購買者に与える旨を表示したチラシ六万枚を昭和四十三年十二月四日付新潟日報、朝日新聞、毎日新聞および読売新聞（いずれも朝刊）に折り込んで配布し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、毎日抽せんの場合には十円、また、スピードくじの場合には百円であつて、懸賞により提供することができる景品類の最高額は毎日抽せんの場合には二百円、また、スピードくじの場合には二千円である。よつて、前記景品類は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社大和の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年六月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子